

香川県家畜保健衛生所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第29号

香川県家畜保健衛生所規則の一部を改正する規則

香川県家畜保健衛生所規則（昭和43年香川県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように形成する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次長</u></p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 次長は、所長を補佐する。</u></p> <p>3～6 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 衛生所に次の職員を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>研究主幹</u></p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 所長は、上司の命を受け所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</p> <p><u>2 研究主幹は、上司の命を受け担任する業務を掌理し、当該業務を担当する職員を指揮監督する。</u></p> <p>3～6 略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。